

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項本文に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項本文に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。</u></u></p>